

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、ライフスタイルの変化や不規則な食事により、栄養バランスが偏り生活習慣病予備軍の増加や子どもの肥満の問題が見受けられるようになりました。また、食の安全性に対する不安の高まり、食料自給率の低下に加え、伝統ある食文化が失われつつあるといった課題も生じてきています。

このような状況の中、国は、食育に関する施策の基本事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、翌年3月には「食育推進基本計画」を策定しました。それを受け、兵庫県は、平成19年3月に「兵庫県食育推進計画」を策定しました。

福崎町でも、家庭はもとより、保育所、幼稚園、小中学校、地域（集落）、農業生産者など食にかかわる関係機関・団体等がさらに連携を強化して食育を推進し、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育む町づくりを目指すため、「福崎町食育推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、福崎町の食育を推進するための基本的な考え方と、具体的な施策の展開を示すための計画として、食育基本法（平成17年7月施行）第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画と位置づけられるものです。

また、本計画は、「福崎町第4次総合計画」に基づき、「福崎町次世代育成支援対策後期行動計画」との整合性を図ります。

3 計画の期間

計画の期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要な見直しを行います。

4 計画の推進体制

本計画をもとに、町行政の食育担当課を中心に関係機関や団体等と連携を図り、計画的にかつ積極的に食育に関する施策を推進します。

また、適宜、情報公開に努め、施策の透明性、客観性に努めます。